

特例浄化槽工事業者届出のしおり

群馬県県土整備部建設企画課
(令和5年3月)

1 特例浄化槽工事業者届出について

土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者が、浄化槽工事業を開始したときは、特例浄化槽工事業者届出書（様式第11号）を浄化槽工事業を営もうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません（浄化槽法（以下）「法」という）第33条第3項、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（以下「令」という）第11条）。

(1) 届出をする行政庁

前述の届出を行うべき都道府県知事とは、「浄化槽工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事」です。したがって、営業所の有無とはかかわりなく、実際に浄化槽工事業を行おうとする都道府県知事に届出を行う必要があります。

（例） 群馬県内にのみ営業所を設けている場合

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ・ 工事現場が群馬県 | 群馬県知事に届出が必要です |
| ・ 工事現場が栃木県 | 栃木県知事に届出が必要です |
| ・ 工事現場が群馬県及び栃木県 | 群馬県知事及び栃木県知事の両方に届出が必要です |

(2) 届出の有効期間について

特例浄化槽工事業者については、登録の場合と異なり、有効期間というものはありません。

しかし、建設業の許可は5年ごとに更新を要するので、この更新を受けて許可番号が変更となったときは、このことについて変更の届出をしなければなりません。

したがって、5年に1度は必ず変更届の提出が必要となるので、御注意ください。

（例 群馬県知事許可（般－29）第100号→群馬県知事許可（般－4）第100号）

2 届出の手続き方法等について

(1) 特例浄化槽工事業者届出の提出書類

※様式は、群馬県ホームページからダウンロードしてください。

令和3年1月より申請書の様式が一部変更になりましたので、必ず新しい様式で申請してください。

| | 様式番号 | 書類の種類 | 備 考 |
|------------------|---------|--------------|------------------------------|
| 届出書 | 第 1 1 号 | 特例浄化槽工事業者届出書 | 表面と裏面両方必要です |
| 添 付 書 類 | | 建設業許可通知書の写し | 土木・建築・管工事のうち、いずれかの業種の許可が必要です |
| | | 浄化槽設備士免状の写し | 営業所ごとに1名必要です |
| | 第 4 号 | 浄化槽設備士の調書 | |
| | | 浄化槽設備士の住民票 | 届出日前3ヶ月以内のもの |

※ 住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

(2) 届出には手数料はかかりません。

(3) 提出部数

正本1部（住民票は原本を添付してください）

副本1部（提出者の控えになるので、すべて写しで可）

計2部を提出してください。

(4) 提出・問い合わせ先

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室（群馬県庁21階南）

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3520（直通）

(5) 提出方法

新型コロナウイルス対策のため、申請書等は当面の間郵送により受け付けます。

返信用封筒（あて名を記入し必要な金額の切手を貼付したもの）を同封してください。

（副本を変更届出者に返送するためです。）

3 変更届等について

(1) 変更届

特例浄化槽工事業者としての届出を行った後、次表に掲げる事項に変更の生じた場合には、遅滞なく同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付して、特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（様式第12号）を都道府県知事に提出しなければなりません（法第33条第3項、令第12条）。

| 法人 | 個人 | 変更事項 | 添付書類 |
|----|----|------------------------------------|--|
| | ○ | 氏名、名称又は住所 | なし |
| ○ | | 名称又は住所 | なし |
| ○ | | 代表者の氏名 | なし |
| ○ | ○ | 建設業法に基づき許可を受けた業種、許可番号、許可年月日 ※1 | 建設業許可通知書の写し |
| ○ | ○ | 浄化槽工事業を営む営業所の名称又は所在地 | なし |
| ○ | ○ | 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号 | 当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し 又は浄化槽設備士証の写し (2) 浄化槽設備士の調書 (様式第4号) (3) 住民票の抄本 又はこれに代わる書面※2 |

※1 建設業の許可は、5年ごとに更新が必要です。この更新を受けると許可番号が必ず変更になるので、変更届の提出が必要となります。

つまり、少なくとも5年に1度は、変更届の提出が必要となるので、御注意ください。

※2 住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。

(2) 廃止の届出

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止した場合、浄化槽工事業を開始したことを届け出ている都道府県知事に対し、遅滞なく、廃止した旨を届け出なければなりません。

群馬県知事への廃止の届出に当たっては、別添の「特例浄化槽工事業者廃止届出書」により行ってください。

(3) 建設業許可のうち、「土木工事業」、「建築工事業」、「管工事業」のいずれの許可も有しなくなったときの手続

上記(2)の廃止の届出をしていただく必要があります。廃止の届出後、浄化槽工事業を営もうとする場合は、新たに浄化槽工事業登録を受ける必要があります。

(4) 個人事業主として届出をしていた者が法人を設立した場合の手続

個人事業主として届出をしていた特例浄化槽工事業者が、法人（株、有等）を設立し、引き続き特例浄化槽工事業者になるためには、法人として新たに建設業法に基づく許可申請をし、その許可を受けた後、特例浄化槽工事業者届出書（様式第11号）を浄化槽工事業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。

(5) 提出方法等

①書面による場合

浄化槽工事業を開始したときの届出と同じです。

提出部数、提出先、提出方法は、2の(3)~(5)を参照してください。

②電子による場合

ア 対象手続等

令和5年3月1日より、特例浄化槽工事業者が行う以下の手続をぐんま電子申請受付システムで行うことができます。

- ・浄化槽工事業を開始した旨の届出事項の変更届
- ・浄化槽工事業を廃止した旨の届出

【ぐんま電子申請受付システムの URL】

https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_initDisplay.action

イ 郵送が必要な書類

届出事項の変更届のうち、営業所に配置する浄化槽設備士の変更を行う場合、変更後の浄化槽設備士に係る住民票の抄本は原本を郵送していただく必要があります。

提出部数は1部で、書類の右上に事業者の名称を鉛筆書きで記載の上、2の(4)の提出先へお送りください。

ウ ぐんま電子申請受付システムでの手続に関する問い合わせ先

【システムの利用や操作方法に関すること】

- ・固定電話コールセンター
電話：0120-464-119（フリーダイヤル）
- ・携帯電話コールセンター
電話：0570-041-001（有料）
※コールセンターの受付時間は平日9：00～17：00（年末年始を除く）
- ・電子メール：help-shinsei-gunma@s-kantan.com

【届出事項の入力画面における入力内容に関すること】

- 群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室
- ・電話：027-226-3520（直通）
 - ・電子メール：kensetsukika@pref.gunma.lg.jp

4 届出後の特例浄化槽工事業者の責務について

(1) 標識の掲示

届出後、特例浄化槽工事業者は、浄化槽法に基づき、営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、標識（様式第9号）を掲げなければなりません。

標識（様式第9号）

| | |
|--------------------|-------------|
| 35 センチメートル以上 | |
| 浄化槽工事業者届出済票 | |
| 氏名又は名称 | |
| 代表者の氏名 | |
| 届出番号 | 知事（届　　）第　　号 |
| 届出年月日 | 年　　月　　日 |
| 浄化槽設備士の氏名 | |

25
センチメートル以上

（備考）

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

(2) 帳簿の備付け

浄化槽工事業者は、浄化槽法に基づき、浄化槽工事ごとに帳簿（様式第10号）を備え、次の書類を添付しておかなければなりません。

〔帳簿の添付書類〕

- ① 処理方式及び処理能力を記載した書面
- ② 構造図
- ③ 仕様書
- ④ 処理工程図

(別添)

特例浄化槽工事業者廃止届出書

浄化槽工事業を廃止しましたので、浄化槽法第33条第3項の規定により、以下のとおり届出をします。

年 月 日

届出者 (住 所)

(氏名又は名称)

(法人の場合は代表者)

(連絡先)

群馬県知事

様

| | | |
|--------------|----------------|--------------|
| 浄化槽工事業を廃止した者 | 届出番号 | 群馬県知事(届)第 号 |
| | 届出年月日 | 年 月 日 |
| | フリガナ 氏名又は名称 | |
| 廃止年月日 | 年 月 日 | |
| 廃止理由 | | |